

後期高齢者医療制度 のあらまし



平成22年
9月版

目次

- ①後期高齢者医療制度とは？ 2
- ②現在の制度の廃止について 3
- ③どこが運営しているのですか？ 4
- ④誰が加入するのですか？（被保険者） 5
- ⑤保険証（被保険者証）はどういうものですか？ 6
- ⑥保険料はどう算出するのですか？ 8
- ⑦保険料はどのように納めるのですか？ 9
- ⑧保険料が軽減される場合は？ 10
- ⑨お医者さんにかかるときの自己負担は？ 12
- ⑩入院したときの食事代は？ 14
- ⑪高額な医療費を支払った場合は？ 16
- ⑫特定疾病の方の負担軽減は？ 17
- ⑬高額介護合算療養費とは？ 18
- ⑭支払った費用があとから戻る場合は？ 19
- ⑮葬祭費とは？ 20
- ⑯保険が使えない場合とは？ 20
- ⑰交通事故などにあつたときは？ 21
- ⑱医療費の支払いが困難なときは？ 21
- ⑲75歳以上の方の健康診査は？ 22
- ⑳医師の報酬や薬の価格はどのように決まるのですか？ 22
- ㉑届け出が必要な場合は？ 23
- ㉒お知らせ 23
- ㉓市（区）町村の担当窓口 24

後期高齢者医療制度とは？

| | |
|-----------------------|---|
| <p>加入者 (被保険者)</p> | <p>① 75 歳以上の方 ②一定の障害がある 65 歳～ 74 歳の方 ▶一定の障害については、5 ページをご覧ください</p> |
| <p>運営者</p> | <p>神奈川県後期高齢者医療広域連合と、 県内の全ての市町村が協力して運営します。</p> |
| <p>皆様の 窓口</p> | <p>お住まいの市（区）町村の後期高齢者 医療制度担当部署 ▶(24～27 ページをご覧ください)</p> |
| <p>保険証</p> | <p>お一人に 1 枚、後期高齢者医療被保険 者証をお渡しします。</p> |
| <p>医療費の 負担割合</p> | <p>・一般の方 1 割負担 ・現役並みの所得者の方 3 割負担</p> |
| <p>受けられる 保険給付</p> | <p>・療養の給付 ・入院時の食事代 ・高額療養費など</p> |
| <p>保険料</p> | <p>保険料は被保険者お一人ずつで算定し ます。納めていただくのも、お一人ずつ、 市（区）町村に納めていただきます。</p> |

現在の制度の廃止について

問1 後期高齢者医療制度は廃止されるのでは？

そのとおりです。ただし、次の制度の検討と準備に約2年かかることから、今の制度は平成25年3月31日まで続く予定です。

問2 平成25年まで今の制度は変わらないのですか？

変わりません。ただし、引き続き現行制度の改善を進めていきます。

- ・既に75歳以上という年齢に着目した診療報酬制度は廃止しました。
- ・所得の低い方などへの保険料軽減措置の継続などの取組を行っています。

問3 新しい制度で何が改善されるのですか？

現在、厚生労働大臣が主宰する「高齢者医療制度改革会議」で検討が進められています。

○現行制度の問題点の改善

加入する保険が年齢で変わらない仕組みや高齢者の保険料の伸びを抑える仕組みなどをつくり、健康診査は義務化に戻すといった見直しが考えられています。

○現行制度の利点の引継ぎ

公費と現役世代と高齢者の負担割合を明確にした点などは引継ぎます。

問4 スケジュールは？

| | |
|--------|--------------|
| 平成22年夏 | 新制度の中間とりまとめ |
| 22年末 | 最終とりまとめ |
| 23年春 | 新制度の法案を国会に提出 |
| 25年4月 | 新制度開始 |

(平成22年9月1日現在の情報をもとにしています。)

どこが運営しているのですか？

神奈川県後期高齢者医療広域連合（以下、「広域連合」と記します。）が運営します。

後期高齢者医療制度においては、都道府県ごとに、県内全ての市町村により「後期高齢者医療広域連合」を設立し、市町村と協力して運営することとされており、神奈川県においても、県内の市町村全てが参加しています。



● 広域連合とは

地方自治法上の特別地方公共団体の一つで、市町村が、その枠を超えて連携・補完しあい、広域的に処理することで、住民サービスが向上し、事務を効率的に進められるといった利点があります。

● 広域連合と市町村の役割分担

広域連合

- ・ 保険証の交付
- ・ 保険料の決定
- ・ 医療を受けたときの給付などを行います。



市(区)町村

- ・ 申請、届け出の受付や相談
- ・ 保険証の引渡し
- ・ 保険料の徴収など窓口業務を行います。



誰が加入するのですか？（被保険者）

1 75歳以上の方

すべての方が被保険者です。

ただし、生活保護を受けている方などは、被保険者とはなりません。

2 一定の障害がある65歳～74歳の方

「一定の障害」とは、身体障害の場合であれば、おおむね、障害程度等級の1級から3級までと4級の一部の方に当たります。詳しくは市（区）町村窓口にお問い合わせください。

なお、加入にあたっては、市（区）町村窓口を通じて申請し、広域連合からの認定を受けていただく必要があります。

（75歳になるまでは、後期高齢者医療制度に加入した後でも、お申し出により脱退することができます。ただし、さかのぼっての脱退はできません。）

神奈川県内にお住まいで、上記の①または②に該当する方は、それまで加入していた国民健康保険や健康保険組合などから脱退し、後期高齢者医療制度の被保険者となります。

● 資格を取得する日 （被保険者となる日）

75歳の誕生日当日から資格を取得します。

※65歳から74歳の方で一定の障害がある方は、広域連合の認定を受けた日から資格を取得します。



保険証(被保険者証)はどのようなものですか？

被保険者になると、お一人ごとに交付されます。

- ①保険証を受け取ったら、次のことにご注意ください。

1 記載内容は正しいですか？

もし、間違いがあれば市（区）町村窓口にご連絡ください。

2 貸し借りをしないでください。

3 無くしたり、破れたりした場合、再交付します。

お住まいの市（区）町村の窓口申請してください。

- ②保険証の特徴

1 大きさ・色

ハガキよりやや小さいサイズで青色です。

カードよりも紛失しにくいことなどから、この大きさにしています。

2 枚数

1枚です。

国民健康保険に加入されていた方は、保険証のほかに、高齢受給者証が交付されておりました。

後期高齢者医療制度では、保険証に自己負担割合も記載されていて、1枚になります。

3 有効期限

平成24年7月31日までです。

被保険者証見本

| 後期高齢者医療被保険者証 | | | | | | | | | | |
|-------------------|------|--|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 有効期限 平成24年7月31日 | | | | | | | | | | |
| 被保険者番号 | | 1 2 3 4 5 6 7 8 | | | | | | | | |
| 被 保 険 者 | 住 所 | 〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号 | | | | | | | | |
| | 氏 名 | 広域 太郎 男 | | | | | | | | |
| | 生年月日 | 昭和〇〇年〇〇月〇〇日 | | | | | | | | |
| 資格取得年月日 | | 平成〇〇年〇〇月〇〇日 | | | | | | | | |
| 発効期日 | | 平成〇〇年〇〇月〇〇日 | | | | | | | | |
| 交付年月日 | | 平成〇〇年〇〇月〇〇日 | | | | | | | | |
| 一部負担金の割合 | | 〇割 | | | | | | | | |
| 保険者番号並びに保険者の名称及び印 | | <table border="1"> <tr> <td>3</td><td>9</td><td>1</td><td>4</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td> </tr> </table> 神奈川県後期高齢者医療広域連合  | 3 | 9 | 1 | 4 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 |
| 3 | 9 | 1 | 4 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | | | |

有効期限は平成24年7月31日となっていますが、期限前でも世帯構成や所得状況の変化などによって、一部負担金（窓口負担）の割合が、1割から3割、あるいは3割から1割に変更になる場合があります。その場合は新しい保険証をお送りしますので、更新前の保険証（交付年月日が古いもの）は返却してください。

※毎年度、8月1日に一部負担金の割合は再判定を行っています。
 詳細は12ページ、13ページをご覧ください。

保険料はどう算出するのですか？

保険料は、被保険者お一人ごとに算出します。

被保険者全員が同じ額を負担する「均等割額」と、被保険者の前年所得に応じて負担する「所得割額」を合計した額になります。

保険料の算出方法（平成 22・23 年度）

| | | | | |
|--|---|---|---|--|
| <p style="text-align: center;">年間保険料額 限度額 50 万円（年額）</p> | = | <p style="text-align: center;">均等割額 39,260 円</p> | + | <p style="text-align: center;">所得割額 (※)</p> |
|--|---|---|---|--|

※所得割額：賦課のもととなる所得金額×所得割率（7.42%）

「賦課のもととなる所得金額」は、前年の総所得金額等から基礎控除額（33 万円）を控除した額となります。

例えば、年金収入のみの方の場合、年金の収入額から公的年金等控除額を控除し、さらに 33 万円を控除した額となります。

- ◎ 「均等割額」及び「所得割率」は、広域連合の条例で定められます。平成 22 年度及び平成 23 年度の 2 年間は同じです。

【例】厚生年金収入 300 万円のみの方の場合

| | |
|------------------------|---|
| 均等割額① | 39,260 円 |
| 所得割額② | 109,074 円 (年金収入 300 万円－公的年金等控除 120 万円－基礎控除 33 万円) × 所得割率 7.42% |
| 年間保険料額 ① + ② | 148,330 円（10 円未満切捨て） |

保険料はどのように納めるのですか？

広域連合が保険料額の決定を行い、お住まいの市（区）町村がその保険料を徴収します。

| | |
|---|--|
| <p>特別徴収（※1） （年金18万円以上の方）</p> | <p>原則として年金からの天引きにより保険料を納付していただきます。 ただし、介護保険料とあわせた保険料額が老齢基礎年金等受給額の2分の1を超える場合には天引きされず、普通徴収になります。</p> |
| <p>普通徴収（※2）</p> | <p>市（区）町村から送付する納付書か口座振替で保険料を納付していただきます。</p> |

- ※1 年度の途中で75歳の誕生日を迎えたり、転入されたりした場合など、年金天引きが始まるまでに時間がかかりますので、それまでの間は普通徴収となります。
- ※2 国民健康保険などから後期高齢者医療制度の被保険者になられた場合、今まで保険料を口座振替（普通徴収）で納付していただいても、あらためて手続きが必要となります。
上記※1、※2とも詳しくは、お住まいの市（区）町村窓口にお問い合わせください。

保険料の納付方法を変更できます

年金天引きにより保険料を納付している方も、申し出により口座振替での納付に変更することができます。

金融機関への口座振替の手続きと併せて、市（区）町村窓口への申請が必要ですので、ご不明な点はお住まいの市（区）町村窓口にお問い合わせください。

社会保険料控除について

保険料の納付方法を年金天引きから世帯主等の口座振替に変更しますと、その方の社会保険料控除の額が増えることにより、世帯全体でみた場合の所得税や住民税の額が少なくなる場合があります。

詳しくは、税務署又はお住まいの市（区）町村の税担当部署にお問い合わせください。

保険料が軽減される場合は？

1 均等割額の軽減

同じ世帯の被保険者の方すべてと世帯主の総所得金額等の合計が下の表の基準に該当する場合、均等割額 (39,260 円) が軽減されます。

| 軽減割合 | 世帯の総所得金額等の基準 |
|-------|---|
| 8.5 割 | 33 万円以下 |
| 9 割 | 上記の世帯のうち、被保険者全員が年金収入 80 万円以下 (その他の各種所得なし) の場合 |
| 5 割 | 33万円+(24万5千円×被保険者数(※))以下 ※ (被保険者である世帯主を除く) |
| 2 割 | 33 万円 + (35 万円×被保険者数) 以下 |

※ 所得の申告をされていない方については、基準に該当するか不明のため軽減措置が適用できません。

お住まいの市 (区) 町村から「簡易申告書」の提出をお願いする場合がありますのでご協力ください。

※ 軽減判定の対象となる総所得金額等の算定では、基礎控除額 (33 万円) の控除はありません。

また、65 歳以上の方に係る税法上の公的年金等控除を受けている方は、公的年金所得から高齢者特別控除額 15 万円を控除した金額で判定します。

2 所得割額の軽減

賦課のもととなる所得金額 (※) が 58 万円以下の方 (年金収入のみの方の場合：年金収入額が 211 万円以下の方) は、所得割額の 5 割が軽減されます。

※ 総所得金額等から基礎控除額 (33 万円) を控除した額。

3 被用者保険の被扶養者であった方の軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日に、次の健康保険の被扶養者であった方は、保険料が軽減されます。

- 全国健康保険協会管掌健康保険
- 船員保険 ● 健康保険組合 ● 共済組合

(国民健康保険・国民健康保険組合の加入者だった方は対象となりません)

保険料については、所得割額はかかりません。均等割額のみ負担となり、9割軽減されます。

(年間保険料額 3,920 円)

● 保険料を納めることが困難な場合はご相談を

事情により保険料を納めることが困難になったときは、分割して納めることができます。また、災害、長期入院、失業、事業の休廃止等により所得が著しく減少した場合など、保険料を納めることが困難な場合には、申請により保険料の徴収猶予や減免を受けられる場合があります。

お住まいの市(区)町村窓口にご相談ください。

● 保険料を滞納したとき

特別な事情もなく滞納が続くと、通常の保険証よりも有効期限が短い「短期被保険者証」を交付する場合があります。

さらに、1年以上滞納が続いた場合には保険証を返還してもらい、「被保険者資格証明書」が交付される場合があります。被保険者資格証明書でお医者さんにかかる際には、医療費をいったん全額お支払いいただきます。

保険料は納期限までに納めていただくようお願いします。

お医者さんにかかるときの自己負担は？

お医者さんにかかるときの自己負担割合は、下の表のとおりです。所得区分によって異なります。

所得区分はその年度（4～7月は前年度）の市町村民税の課税所得（各種控除後の所得）によって判定されます。

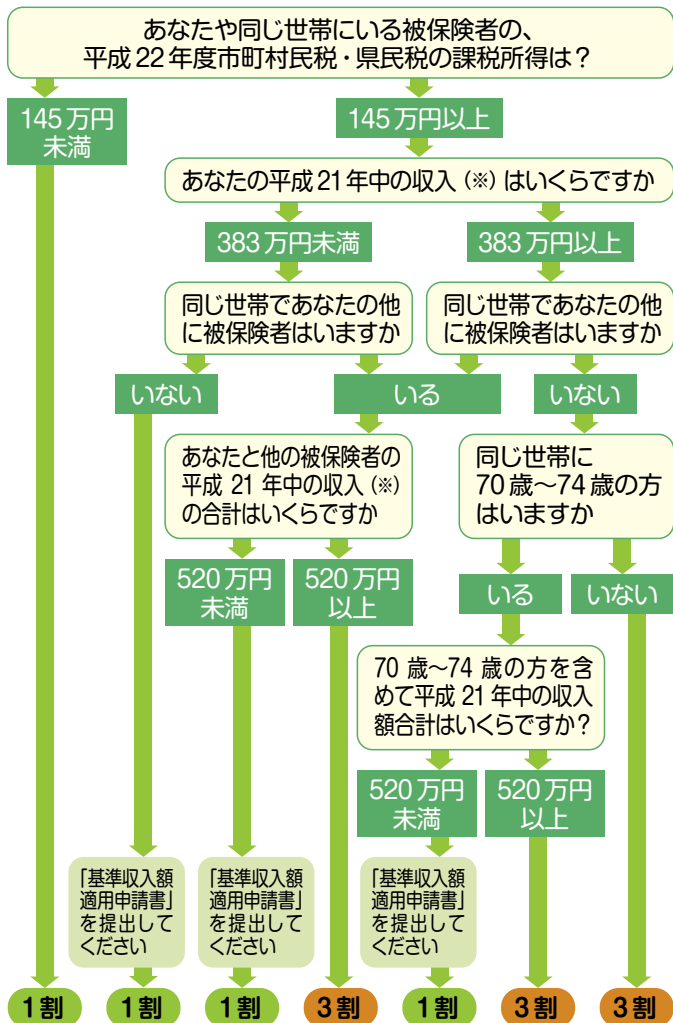
| 所得区分 | 課税区分 | 判定基準（※1） | 自己負担割合 |
|----------------|------|--|--------|
| 現役並み所得者 | 課税 | 市町村民税の課税所得が145万円以上の被保険者及びその被保険者と同一世帯の他の被保険者。 【自己負担割合が1割になる場合（※2）があります】 以下の①または②の要件に該当するときに、市町村窓口に申請し、認定された場合。 ① 同一世帯に本人以外の後期高齢者医療制度の被保険者の方がいる場合で、本人とその被保険者の収入の合計額が520万円未満である。 ② 同一世帯に本人以外の後期高齢者医療制度の被保険者の方がいない場合で、下記のア・イのいずれかに該当するとき ア 被保険者本人の収入額が、383万円未満。 イ 被保険者本人の収入額が、383万円以上であっても世帯の70～74歳の方（後期高齢者医療制度の被保険者を除く。）を含めた収入の合計額が520万円未満。 | 3割 |
| 一般 | 課税 | 「現役並み所得者」「区分Ⅱ」「区分Ⅰ」以外の被保険者。 | 1割 |
| 区分Ⅱ (低所得者Ⅱ) | 非課税 | 同一世帯の方全員が、市町村民税非課税の被保険者（区分Ⅰ以外の被保険者）。 | |
| 区分Ⅰ (低所得者Ⅰ) | 非課税 | 同一世帯の方全員が市町村民税非課税で、その世帯員の各所得が0円（年金の所得は控除額を80万円として計算）となる被保険者。 | |

※1 法令等の改正に伴い、所得区分の判定基準が変更される場合があります。

また、所得に応じて自己負担割合などが変わりますので、忘れずに所得の申告をしましょう。

※2 1割負担の適用を受けるには、基準収入額適用申請書を提出しなければならないことが法令で定められています。

● 毎年度、8月1日に自己負担割合の再判定を行います。



※収入とは、①年金でいえば公的年金等の源泉徴収票などの「支払金額」欄の金額、②営業の場合は「売上」、③不動産の場合は家賃等の「総収入金額」、④株の譲渡の場合は「売却価額」等の合計金額を指します。

入院したときの食事代は？

入院したときは、食事代などの負担があります。
病院の種類ごとに、下の表の費用となります。

1 一般の病院

食事療養標準負担額を負担します。

食事療養標準負担額

| 所得区分 | | 自己負担割合 | 1食の食費 |
|----------------|----------------------|--------|-------|
| 現役並み所得者 | | 3割 | 260円 |
| 一般 | | 1割 | |
| 区分Ⅱ (低所得者Ⅱ) | 90日までの入院 | 1割 | 210円 |
| | 過去12か月の間に 91日以上入院 | 1割 | 160円 |
| 区分Ⅰ(低所得者Ⅰ) | | 1割 | 100円 |

所得区分については12ページをご覧ください。

2 療養病床(主に慢性期の疾患を扱う病床)

食事代と居住費(生活療養標準負担額)を負担します。

生活療養標準負担額

| 所得区分 | 自己負担割合 | 1食の食費 | 1日の居住費 |
|------------|--------|------------------|--------|
| 現役並み所得者 | 3割 | 460円 (420円※)) | 320円 |
| 一般 | 1割 | | |
| 区分Ⅱ(低所得者Ⅱ) | 1割 | 210円 | |
| 区分Ⅰ(低所得者Ⅰ) | 1割 | 130円 | |
| 老齢福祉年金受給者 | 1割 | 100円 | 0円 |

所得区分については12ページをご覧ください。

※入院時生活療養費Ⅱを算定する病院に入院している場合

● 区分Ⅰ、区分Ⅱに該当する方は、入院をする前に手続きをしてください。

所得区分が「区分Ⅰ」及び「区分Ⅱ」に該当する方は、食事代などが、14 ページのように軽減されます。

入院の際には、お住まいの市（区）町村窓口で「限度額適用・標準負担額減額認定証」（減額認定証）の交付を受けて、病院の窓口で保険証とともに減額認定証を提示してください。

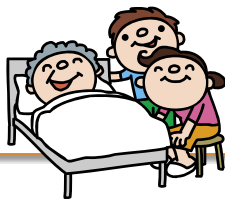
減額認定証の申請に必要なもの

- 保険証
- 印かん（朱肉を使用するもの）
- 区分Ⅱで長期入院に該当する方は 90 日を超える入院を証明する書類（領収書等）

やむをえず入院時に減額認定証の提示ができず、通常のコ費用を支払ったときはお住まいの市（区）町村窓口に申請をしてください。差額が戻ってきます。

差額を請求するときの申請に必要なもの

- 保険証
- 印かん（朱肉を使用するもの）
- 振込み先の口座番号のわかるもの
- 入院時の領収書



11 高額な医療費を支払った場合は？

1 高額療養費とは？

1か月（同じ月内）の医療費の自己負担が高額になったとき、自己負担限度額を超えた分が高額療養費として戻ってきます。

高額療養費の自己負担限度額（月額）

| 所得区分 | 自己負担割合 | 外来 (個人単位) | 外来+入院（世帯単位） |
|----------------|--------|--------------|--|
| 現役並み 所得者 | 3割 | 44,400円 | 80,100円+(総医療費-267,000円)×1% ※(44,400円) |
| 一 般 | 1割 | 12,000円 | 44,400円 |
| 区分Ⅱ (低所得者Ⅱ) | 1割 | 8,000円 | 24,600円 |
| 区分Ⅰ (低所得者Ⅰ) | 1割 | 8,000円 | 15,000円 |

所得区分については12ページをご覧ください。

※()内の金額は、過去12か月に外来と入院を合わせたもの(世帯単位)の自己負担限度額を超えた給付を3回以上受けた場合、4回目以降の給付から適用。

2 高額療養費を受けるには？

あなたの自己負担額が、限度額を超えて高額療養費の対象となった場合、その3～4か月後頃に、申請の案内と申請書をお送りします。

申請書に必要事項を記入、押印のうえ、お住まいの市(区)町村の窓口へ提出してください。

なお、一度この手続をしていただくと、次からは自動的にご指定の口座に振り込まれるようになります。(口座を変更するときは、市(区)町村の窓口へ届出が必要です。)

● 75 歳誕生月の特例

月の途中で 75 歳の誕生日を迎え、新たに後期高齢者医療制度に移った場合、その月については特例により、限度額が下の表のとおりとなります。

(誕生日前に加入していた医療保険制度(国民健康保険・被用者保険)と、後期高齢者医療制度における自己負担限度額が、それぞれ本来額の 2 分の 1 に減額されます。(1 日生まれの方を除く))

75 歳の誕生月の高額療養費の自己負担限度額(月額)

| 所得区分 | 自己負担割合 | 外来(個人単位) | 個人合算(外来+入院) | 外来+入院(世帯単位) |
|------------|--------|----------|--|--|
| 現役並み所得者 | 3割 | 22,200円 | 40,050円+(総医療費-133,500円)×1% ※(22,200円) | 80,100円+(総医療費-267,000円)×1% ※(44,400円) |
| 一般 | 1割 | 6,000円 | 22,200円 | 44,400円 |
| 区分Ⅱ(低所得者Ⅱ) | 1割 | 4,000円 | 12,300円 | 24,600円 |
| 区分Ⅰ(低所得者Ⅰ) | 1割 | 4,000円 | 7,500円 | 15,000円 |

◎自己負担割合に変更はありません。

※()内の金額は、過去 12 か月に外来と入院を合わせたもの(世帯単位)の自己負担限度額を超えた給付を 3 回以上受けた場合、4 回目以降の給付から適用。

12

特定疾病の方の負担軽減は？

1 特定疾病の種類

- ①血友病 ②人工透析が必要な慢性腎不全
- ③血液凝固因子製剤の投与に起因する HIV 感染症

2 負担軽減

自己負担限度額(月額)が、1つの病院で 1 万円になります。(所得区分は関係ありません。)負担軽減を受けるには、「特定疾病療養受療証」が必要になります。

お住まいの市(区)町村の窓口に申請してください。

高額介護合算療養費とは？

医療保険上の同一世帯の被保険者の方の、医療保険と介護保険の年間の負担額を合計して、一定の基準額（介護合算算定基準額）を超えたとき、その超えた分が戻ってきます。

給付対象となる方には、申請のご案内と申請書をお送りします。

なお、以下の方（※）については自己負担額を確認できないため、ご案内をお送りできません。変更前の保険から自己負担額証明書を手入のうえ、お住まいの市（区）町村の窓口申請をしてください。

（※）のご案内をお送りできない方

計算期間に、①保険の変更があった方

- ・市町村を越えて転居した方
- ・75歳のお誕生日を迎えられた方



- ②住所地特例の認定を受けている方
- ③お亡くなりになられた方

など

高額介護合算療養費の限度額（年額）

| 所得区分 | 自己負担割合 | 介護合算算定基準額 (計算期間：毎年8月～翌年7月) |
|------------|--------|-------------------------------|
| 現役並み所得者 | 3割 | 67万円 |
| 一般 | 1割 | 56万円 |
| 区分Ⅱ(低所得者Ⅱ) | 1割 | 31万円 |
| 区分Ⅰ(低所得者Ⅰ) | 1割 | 19万円 |

所得区分については12ページをご覧ください。

申請に必要なもの

- 医療の保険証
- 介護の保険証
- 印かん（朱肉を使用するもの）
- 振込み先の口座番号のわかるもの
- 自己負担額証明書

支払った費用があとから戻る場合は？

1 療養費

次の場合は、いったん医療費の全額をお医者さんなどに支払い、あとでお住まいの市（区）町村の窓口申請してください。

広域連合から認められた場合、自己負担分を除いた額が戻ってきます。

- やむを得ない理由で保険証を持たずに受診したときや、保険診療を扱っていない医療機関にかかったとき
- 医師の同意を得て、はり・きゅう・マッサージ師の施術を受けたとき
- 骨折やねんざなどで、保険診療を扱っていない柔道整復師の施術を受けたとき
- 海外の医療機関で治療を受けたとき（治療目的の渡航は含まれません）
- 医師が必要と認めた、輸血した生血代やコルセットなどの補装具代がかかったとき



2 移送費

緊急的に必要な医療を受けるため、医師の指示により転院した場合などで、移送にかかった費用が必要であると広域連合から認められたときは、移送にかかった費用の全額又は一部が戻ってきます。ただし、通院や緊急的でない移送の場合などは、対象とはなりません。

※対象とはならない事例

- ① 自己都合（自宅近くの病院への転院等）
- ② 退院時の移送 ③ 通院
- ④ 通常のタクシーでの移送 等

葬祭費とは？

被保険者がお亡くなりになったとき、次のとおり葬祭費が支給されます。

【給付を受けられる方】 葬祭を行った方（喪主）

【給付額】 5万円

【申請先】 亡くなった方のお住まいがあった市（区）
町村の窓口

申請に必要なもの

- 亡くなった方の保険証
- 申請者（喪主）の印かん（朱肉を使うもの）
- 喪主の方の口座番号がわかるもの
- 喪主と葬祭日の確認ができるもの（会葬礼状・葬儀等の領収書等）

保険が使えない場合とは？

保険証を持っていても、保険診療が受けられない場合や、制限される場合があります。

① 保険診療とならないもの（例）

- ・ 保険外診療
- ・ 差額ベッド代
- ・ 健康診断
- ・ 予防注射
- ・ 美容整形
- ・ 歯列矯正

② 制限される場合

ケンカや泥酔など、ひどい不行跡による場合には、給付の一部又は全部が制限されることがあります。

③ その他

業務上のケガや病気は、労災保険が適用されるか、労働基準法に従って雇主の負担となります。

※労災保険等の適用となるケースで、後期高齢者医療制度の保険証を使ってお医者さんにかかった場合、すみやかに住まいの市（区）町村の窓口へ届け出てください。また、労災保険の手続きについては、所管の労働基準監督署にお問い合わせください。

交通事故などにあつたときは？

お住まいの市（区）町村窓口へ届け出てください。

1 交通事故など第三者の行為によって病気やケガをした場合

届出に必要なもの

- 保険証 ●印かん（朱肉を使うもの）
- 交通事故証明書（警察に届け出て、交付してもらってください。）
- 加害者の保険会社などがわかるもの

2 自分の過失や業務上でケガをした場合

「自過失及び業務上の傷病等に関する届書」により届け出てください。

※届書は市（区）町村窓口にあります。



医療費の支払いが困難なときは？

災害により、財産について著しい損害を受けたことなどで、病院の窓口で一部負担金を支払うことができないときは、その状況に応じて一部負担金を減額・免除又は徴収猶予する制度があります。

お住まいの市（区）町村窓口にご相談ください。

75歳以上の方の健康診査は？

1 基本的な診査項目

糖尿病などの生活習慣病の早期発見や重症化予防のため、被保険者の方を対象とした健康診査を行っています。（ただし、74歳以下の方と異なり、義務化されていません。）健診項目は40歳から74歳の特定健診と同じ（腹囲測定は除く）です。

2 受診の手続きなど

お住まいの市（区）町村によって異なります。詳細は、お住まいの市（区）町村にお問い合わせください。

医師の報酬や薬の価格はどのように決まるのですか？

● 診療報酬の決まり方

医師が行った治療行為や薬価・材料費の価格は、国が定めている診療報酬の点数（1点10円）によって決まります。この診療報酬は2年に一度改定されます。

2010年度の改定では、医師の治療行為や入院料などは1.55%引き上げられ、薬価や材料費は1.36%引き下げられ、総額で0.19%引き上げられました。

また、国民及び医療機関等から批判の声が大きかった75歳以上という年齢に着目した「後期高齢者診療料」「後期高齢者終末期相談支援料」「後期高齢者特定入院基本料」については、後期高齢者医療制度本体の見直しに先行して廃止されました。

届け出が必要な場合は？

| | |
|-------|--|
| 加入のとき | <ul style="list-style-type: none"> ○県外から転入したとき ○生活保護を受けなくなったとき ○65歳～74歳の一定の障害のある方で、加入を希望するとき |
| 脱退のとき | <ul style="list-style-type: none"> ○県外へ転出するとき ○生活保護を受けたとき ○死亡したとき ○障害認定を受けている方で、障害状態非該当になったとき又は障害認定の撤回の届出をするとき |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ○県内で住所が変わったとき ○氏名が変わったとき ○保険証を無くしたり、汚したりしたとき |

届け出先は、お住まいの市（区）町村の窓口になります。届け出に必要なものは届け出の内容により異なりますので、事前にお問い合わせください。

お知らせ

臓器の移植に関する法律が改正され、各地方公共団体においては、移植医療に関する啓発及び知識の普及に向けた取り組みが求められることとなり、医療保険の保険証等に意思表示欄を設けることになりました。

広域連合におきましては、現在の保険証の有効期限が平成24年7月31日であることから、当面、保険証により意思表示を希望される方には、保険証の裏面に貼り付けることができる臓器提供意思表示シールをお渡しいたします。

ご希望の方は、電話またはファックスで広域連合へご連絡ください。

市(区)町村の担当窓口

平成22年9月現在

| 担当課 (問い合わせ先) | | 電話番号 | |
|--------------|-------|---|--------------|
| | | ファックス番号 | |
| 横浜市役所 | 医療援助課 | 045-671-2409 | |
| | | ファックス | 045-664-0403 |
| 鶴見区役所 | 保険年金課 | 045-510-1810 | |
| | | ファックス | 045-510-1898 |
| 神奈川区役所 | 保険年金課 | 045-411-7126 | |
| | | ファックス | 045-322-1979 |
| 西区役所 | 保険年金課 | 045-320-8427 | |
| | | ファックス | 045-322-2183 |
| 中区役所 | 保険年金課 | 045-224-8317~18(資格給付) 8313~14(保険料) | |
| | | ファックス | 045-224-8309 |
| 南区役所 | 保険年金課 | 045-743-8238 | |
| | | ファックス | 045-711-5180 |
| 港南区役所 | 保険年金課 | 045-847-8423 | |
| | | ファックス | 045-845-8413 |
| 保土ヶ谷区役所 | 保険年金課 | 045-334-6338 | |
| | | ファックス | 045-334-6334 |
| 旭区役所 | 保険年金課 | 045-954-6138 | |
| | | ファックス | 045-954-5784 |
| 磯子区役所 | 保険年金課 | 045-750-2428 | |
| | | ファックス | 045-750-2545 |
| 金沢区役所 | 保険年金課 | 045-788-7837 | |
| | | ファックス | 045-788-0328 |
| 港北区役所 | 保険年金課 | 045-540-2350 | |
| | | ファックス | 045-540-2355 |
| 緑区役所 | 保険年金課 | 045-930-2344 | |
| | | ファックス | 045-930-2347 |
| 青葉区役所 | 保険年金課 | 045-978-2337~38 | |
| | | ファックス | 045-978-2417 |
| 都筑区役所 | 保険年金課 | 045-948-2336 | |
| | | ファックス | 045-948-2339 |

| 担当課（問い合わせ先） | | 電話番号 | |
|--------------------|-------|--|--------------|
| | | ファックス番号 | |
| 戸塚区役所 | 保険年金課 | 045-866-8449 (資格・保険料) 8450 (給付) | |
| | | ファックス | 045-871-5809 |
| 栄区役所 | 保険年金課 | 045-894-8426 | |
| | | ファックス | 045-895-0115 |
| 泉区役所 | 保険年金課 | 045-800-2425 | |
| | | ファックス | 045-800-2512 |
| 瀬谷区役所 | 保険年金課 | 045-367-5727 | |
| | | ファックス | 045-362-2420 |
| 川崎市役所 | 長寿医療課 | 044-200-2655 | |
| | | ファックス | 044-200-3930 |
| 川崎区役所 | 保険年金課 | 044-201-3151 (資格給付) 3153 (保険料) | |
| | | ファックス | 044-201-3290 |
| 大師地区 健康福祉ステーション | 保険年金係 | 044-271-0159 | |
| | | ファックス | 044-271-0128 |
| 田島地区 健康福祉ステーション | 保険年金係 | 044-322-1987 | |
| | | ファックス | 044-322-1991 |
| 幸区役所 | 保険年金課 | 044-556-6620 (資格給付) 6697 (保険料) | |
| | | ファックス | 044-555-3130 |
| 中原区役所 | 保険年金課 | 044-744-3201 (資格給付) 3203 (保険料) | |
| | | ファックス | 044-744-3340 |
| 高津区役所 | 保険年金課 | 044-861-3174 (資格給付) 3173 (保険料) | |
| | | ファックス | 044-861-3169 |
| 宮前区役所 | 保険年金課 | 044-856-3156 (資格給付) 3151 (保険料) | |
| | | ファックス | 044-856-3196 |
| 多摩区役所 | 保険年金課 | 044-935-3164 (資格給付) 3163 (保険料) | |
| | | ファックス | 044-935-3392 |
| 麻生区役所 | 保険年金課 | 044-965-5189 (資格給付) 5152 (保険料) | |
| | | ファックス | 044-965-5200 |

| 担当課 (問い合わせ先) | | 電話番号 | |
|------------------|-------|-----------------------|--------------|
| | | ファックス番号 | |
| 相模原市役所 (各区共通) | 地域医療課 | 042-769-8231 | |
| | | ファックス | 042-751-5444 |
| 横須賀市役所 | 健康保険課 | 046-822-8272 | |
| | | ファックス | 046-822-4718 |
| 平塚市役所 | 保険年金課 | 0463-23-1111 ※ | |
| | | ファックス | 0463-21-9742 |
| 鎌倉市役所 | 保険年金課 | 0467-61-3961 | |
| | | ファックス | 0467-23-5101 |
| 藤沢市役所 | 保険年金課 | 0466-25-1111 ※ | |
| | | ファックス | 0466-50-8413 |
| 小田原市役所 | 保険課 | 0465-33-1843 | |
| | | ファックス | 0465-33-1829 |
| 茅ヶ崎市役所 | 保険年金課 | 0467-82-1111 ※ | |
| | | ファックス | 0467-82-1197 |
| 逗子市役所 | 国保健康課 | 046-873-1111 ※ | |
| | | ファックス | 046-873-4520 |
| 三浦市役所 | 保険年金課 | 046-882-1111 ※ | |
| | | ファックス | 046-882-2836 |
| 秦野市役所 | 国保年金課 | 0463-82-5491 | |
| | | ファックス | 0463-82-5198 |
| 厚木市役所 | 医療政策課 | 046-225-2223 | |
| | | ファックス | 046-224-4599 |
| 大和市役所 | 保険年金課 | 046-260-5122 | |
| | | ファックス | 046-260-5158 |
| 伊勢原市役所 | 保険年金課 | 0463-94-4711 ※ | |
| | | ファックス | 0463-95-7612 |
| 海老名市役所 | 保険年金課 | 046-235-4595 | |
| | | ファックス | 046-236-5574 |
| 座間市役所 | 保健医療課 | 046-252-7213 | |
| | | ファックス | 046-252-7043 |
| 南足柄市役所 | 保険年金課 | 0465-74-2111 ※ | |
| | | ファックス | 0465-74-0545 |

| 担当課 (問い合わせ先) | | 電話番号 | |
|----------------------------|-------|-----------------------|--------------|
| | | ファックス番号 | |
| 綾瀬市役所 | 保険年金課 | 0467-70-5617 | |
| | | ファックス | 0467-70-5701 |
| 葉山町役場 | 健康増進課 | 046-876-1111 ※ | |
| | | ファックス | 046-876-1717 |
| 寒川町役場 | 保険年金課 | 0467-74-1111 ※ | |
| | | ファックス | 0467-74-5613 |
| 大磯町役場 | 保険福祉課 | 0463-61-4100 ※ | |
| | | ファックス | 0463-61-1991 |
| 二宮町役場 | 保険予防課 | 0463-71-3311 ※ | |
| | | ファックス | 0463-73-0903 |
| 中井町役場 | 町民課 | 0465-81-1114 | |
| | | ファックス | 0465-81-3327 |
| 大井町役場 | 町民課 | 0465-85-5007 | |
| | | ファックス | 0465-82-3295 |
| 松田町役場 | 税務住民課 | 0465-83-1225 | |
| | | ファックス | 0465-83-1229 |
| 山北町役場 | 福祉課 | 0465-75-3644 | |
| | | ファックス | 0465-79-2171 |
| 開成町役場 | 保険健康課 | 0465-84-0324 | |
| | | ファックス | 0465-85-3433 |
| 箱根町役場 | 保険年金課 | 0460-85-9564 | |
| | | ファックス | 0460-85-8124 |
| 真鶴町役場 | 町民課 | 0465-68-1131 ※ | |
| | | ファックス | 0465-68-5119 |
| 湯河原町役場 | 住民課 | 0465-63-2111 ※ | |
| | | ファックス | 0465-63-2384 |
| 愛川町役場 | 国保医療課 | 046-285-6931 | |
| | | ファックス | 046-285-6010 |
| 清川村役場 | 税務住民課 | 046-288-3849 | |
| | | ファックス | 046-288-1909 |
| 神奈川県後期高齢者医療広域連合 コールセンター | | 0570-001120 | |
| | | ファックス | 045-441-1500 |

※印の電話番号は、市(区)町村の代表番号です。

後発医薬品 (ジェネリック医薬品) をご存知ですか？



後発医薬品(ジェネリック医薬品)って何？

先発医薬品と成分や効果が同等で、先発医薬品の特許満了後に製造・販売される安価な医薬品です。

安価で経済的です

ジェネリック医薬品に変えることで、みなさんの薬代の負担が安くなる場合があります。

欧米では幅広く使用されています

アメリカ、イギリス、ドイツなどでは、使用されている医療用医薬品の約半分がジェネリック医薬品です。

ジェネリック医薬品を希望される方は

利用については、かかりつけの医師・歯科医師・薬剤師にご相談ください。